⑷　電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。）の無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局又は２以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑸　略］

６　５の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

７　６の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

８　７の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

［削る］

９　［略］

10　９の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第１項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「H28.12.21」のように記載すること。

［削る］

⑷　電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。）の無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局又は２以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑸　同左］

［新設］

［新設］

［新設］

９　７の欄の記載は、次によること。

⑴　氏名又は名称の欄は、次によること。

ア　法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

⑵　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

10　［同左］

11　９の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第１項、第15条の４第１項又は第15条の５第１項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「平成16年10月１日」の場合は「H16.10.　1」のように記載すること。

12　10の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。